

加盟団体各位

申請期限：2月20日（火）

協会 2/13(火)

静岡県武術太極拳連盟
会長 志田 均

**2024年度公認太極拳A・B・C級指導員
養成講習会・認定試験実施のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年実施する「公認A・B・C級指導員養成講習会・認定試験」の関係書類を下記の通り送付申し上げます。

数年に渡って感染症対策の一環として、学科試験の廃止やカリキュラムの短縮を行って参りました。
2024年度以降につきましても、受験者の負担軽減、より多くの指導員育成のため、同様のカリキュラムを採用して実施いたします。つきましては今後も受験料を各級5,000円差し引いた金額を適用します。

詳細は下記の「1. 今期実施の特徴」および実施要綱の「7. 講習・試験とカリキュラム」をご確認ください
ますようお願いいたします。

- 1) 『公認指導員規則』
- 2) 実施要綱
- 3) A級指導員 申請書〈書式 太指-1〉
- 4) B級指導員 申請書〈書式 太指-2〉
- 5) C級指導員 申請書〈書式 太指-3〉
- 6) 受験申請者一覧表〈書式 太指-4〉(都道府県連盟加盟団体→都道府県連盟→日本連盟)
- 9) A級指導員認定試験 特別推薦状〈書式 太指-7〉
- 10) 『会場案内』

貴連盟の受験者が多数参加されますよう、よろしくご高配下さい。

敬 具

記

1. 今期実施の特徴：

- 1) C級認定：第34期C級認定は、全ブロック＝7ブロック8会場（仙台・埼玉・名古屋・大阪・福岡・岡山・東京・高松）において、2日間の日程で実施します。
- 2) B級認定：第34期B級認定は、盛岡・名古屋・福岡・大阪・東京の5会場で、2日間の日程で開催します。
- 3) A級認定：第32期A級認定は、東京・大阪の2会場で、2日間の日程で開催します。
- 4) すべての実施会場で、宿泊は参加者各自で自己手配していただきます。
- 5) A、B、C各級の「共通カリキュラム」で、いずれも1日目は、15：30に終了します。

2. 実施時期と会場：

添付の実施要綱と『会場案内』を参照して下さい。

3. 受験資格：

下級の指導員資格を取得していなければその上の級を受験することができません。すなわち、

C級受験者は、必ず普及指導員資格を有し、太極拳初段位以上を有していなければならない

B級受験者は、必ずC級指導員資格を有し、太極拳2段位以上を有していなければならない

A級受験者は、必ずB級指導員資格を有し、太極拳3段位以上を有していなければならない
ことになっています（ただし、特別功労指導員のA級受験の特例を除く）。

4. 各級指導員の試験内容と判定基準について：

「実施要綱」の<7. 講習・試験とカリキュラム>、<9. 認定試験の合否判定基準>をご参照下さい。

5. カリキュラムと受験科目：

- 1) 1日目に学科講習を集中的に実施するので、参加者は『太極拳指導教本』と『太極拳実技テキスト』（所属団体を通じて事前に購入）で良く自習したうえで参加して下さい。
- 2) 指導実技講習と指導実技試験は『太極拳実技テキスト』に基づいて実施します。参加者は同テキストを事前に所属団体から購入して、良く学習したうえで参加して下さい。

6. 申請手続き：

日本連盟にたいする申請手続きは都道府県連盟が行う：

日本連盟にたいする本件の申請手続きは他の手続きと同様に、都道府県連盟加盟団体が該当する都道府県連盟宛に申請書類一式と受講・受験料および参加費を送付し、都道府県連盟が一括して日本連盟宛に申請書類と受講・受験料を送付していただきます。

各団体は、いずれの都道府県連盟に書類を送付するかについて、下記の日本連盟第39回理事会、第40回理事会の確認事項に従っていただきますのでご注意ください。

手続きを依頼する都道府県連盟の確定方法：

日本連盟理事会確認事項：

1. 会員が所属する団体が、会員の**在住地の都道府県連盟の加盟団体である時**、日本連盟にたいする諸手続きは、会員の在住地の都道府県連盟を通じて行う。恣意的に非在住の都道府県連盟を選んで手続きを行ってはならない（都道府県連盟の存立基盤の安定を図るため）。
2. 会員が所属する団体が、会員の**在住地の都道府県連盟の加盟団体でない時は例外的な措置として**、会員の所属する**団体の本部所在地の都道府県連盟を通じて**、日本連盟にたいする諸手続きを行う。

- 1) 都道府県連盟加盟団体は、申請者の各級の「推薦状・申請書」中の申請者記載欄の記入事項に記入漏れが無いかどうか確かめたうえで、**申請者の住所**に基づいて、在住地の都道府県連盟の加盟団体となっている場合には、その在住地都道府県連盟に、また、申請者の在住地都道府県連盟に加盟団体となっていない場合は、団体の本部所在地の都道府県連盟宛に、「6) 受験申請者一覧表」を添付した申請書類一式と受講・受験料を送付して、日本連盟にたいする申請手続きを依頼して下さい。

複数の都道府県連盟にたいして申請手続きを依頼する場合は、「6) 受験申請者一覧表」を複写して使用して下さい。

依頼する都道府県連盟への受講・受験料の送付方法(銀行口座番号等)を確かめて、納付して下さい。

- 2) 都道府県連盟は、加盟団体から受領した申請書類一式と、「6) 受験申請者一覧表」(写し)に「7) 受験申請者一覧表一括送付状」(原本)を添付して、提出期限：3月1日までに日本連盟宛に送付し、併せて、受講・受験料の合計金額を下記「9. 納付費用」記載の指定講座に振り込んで納付していただきます。
- 3) 都道府県連盟加盟団体は、都道府県連盟が一括事務作業をするために、**遅くとも、2月20日までに**、当該都道府県連盟宛に書類送付と料金納付を済ませて下さい。

7. 申請書類の記入方法：

『推薦状・申請書』；A級、B級、C級各々の専用の用紙に下記の事項を記入して下さい。

「申請書」欄に、

- ①申請日、申請者氏名(必ず、フリガナを記入)、性別、生年月日、住所、電話番号、年齢、国籍を記入し、申請者本人の捺印を付す。
- ②現在所持している指導員資格の証明書に記載されている番号を記入する。
(証明書が手元になく、番号がわからない場合は記入不要)
- ③日本連盟技能検定段・級資格欄に取得している段位を記入する(2023年度検定で初段～3段に合格し、登録手続きを完了した人は、新規に取得した段位を記入して下さい)。
- ④住所・氏名を変更した申請者は「公認資格者登録事項変更届」を、所属都道府県を変更した申請者は「所属都道府県連盟変更登録申請書」も併せて提出して下さい。(後日提出可)
- ⑤受験会場欄で、該当会場を指定する。
- ⑥所属団体名、同役職・資格名の全てを記入し、申請者の**所属団体名は、必ず、都道府県連盟加盟団体名か、あるいは都道府県連盟名のいずれかを記入する**。それ以外の団体名を記入しないように、特に注意して下さい。
- ⑦太極拳指導歴、学習歴を記入。

C級は、年齢満25歳以上、指導歴3年以上を、B級は、年齢満30歳以上、指導歴5年以上を、A級は、年齢満35歳以上、指導歴10年以上を満たしていないと申請が受理されないこと(『指導員規則』)

第8条)、ただし、同『規則』第8条の2および第9条の特例措置があることに注意。特例措置で申請する場合は、下記のように「修了証」または「特別推薦状」を添付しなければなりません。

『受験申請者一覧表』；

- 1) 団体名（都道府県連盟加盟団体名または都道府県連盟名）、代表者名を記入し、捺印する。
- 2) 申請者氏名を記入し、申請級を○印で囲む。
- 3) 同封の『会場案内』を参照して、受験会場の該当個所を○印で囲む。

『A級指導員認定試験 特別推薦状』；

- 該当する申請者があれば、必要事項を所定欄に記入し、
- 1) 所属団体推薦欄に所属団体（都道府県連盟加盟団体名または都道府県連盟名）会長印を捺印し、

8. 申請書類提出期限：

- 1) 申請者が所属する団体は；
該当する都道府県連盟に下記の書類を一括して、遅くとも2月20日(火)までに送付して下さい。
 - ①各級指導員推薦状・申請書；
所定の事項を記入し、申請者印を捺印したもの。原本を、都道府県連盟に送付する。各団体は、記録、照合のため、必ず写しを保管しておいて下さい。
書類は受験する級ごとに整理して提出して下さい。
 - ②申請者本人の写真1枚（白黒又はカラー、332.5cm × 243.0cmで裏面に本人の氏名を記入）
写真は申請書にホチキスで止めたりせず、級ごとにまとめて袋に入れるなどして提出して下さい。
※受験票の写真は受験者本人が受験票取得後に貼付して下さい。
 - ③「受験申請者一覧表」（都道府県連盟加盟団体の申請者全員の、申請級、受験科目、会場等を記入し、合計人数の受講・受験料、参加費の合計金額を記入したもの）
 - ④各級受験資格取得講習会 修了証： 該当する申請者がいる場合に限り、その申請者の「申請書」に添付して提出して下さい。
 - ⑤A級指導員認定試験 特別推薦状： 同上

9. 納付費用：

- 1) 「受講・受験料」：
A級、B級、C級ともに1人1万5千円、特別功労指導員のA級受験は2万円です(同封の『規則』の別表Iを参照)。
- 2) 「参加費（施設利用・機材費の実費）」：
A級、B級、C級ともに1人3千円です。
- 3) 納付方法：
都道府県連盟加盟団体は、「受験申請者一覧表」に記入されている受講・受験料と参加費の合計金額
 - ◎ A級申請者1人1万8千円(受講・受験料1万5千円+参加費3千円)×団体申請者人数分
 - ◎ B級申請者1人1万8千円(受講・受験料1万5千円+参加費3千円)×団体申請者人数分
 - ◎ C級申請者1人1万8千円(受講・受験料1万5千円+参加費3千円)×団体申請者人数分
 - ◎ 第9条によるA級申請者1人2万3千円(受講・受験料2万円+参加費3千円)×団体申請者人数分、

を一括して、該当する都道府県連盟に、遅くとも、2月20日(火)までに送付して下さい。

ゆうちょ銀行 記号12330 番号30530581
口座名義 SWTF指導員

11. 特別功労指導員に対する特別措置＝A級受験の特例：

太極拳2段を取得している人で、『公認指導員規則』（改定版）の第9条および「実施要綱」の13. の条件を満たす人は、この項による受験をすることができることになっています。

1999年度から、上記13. の条件に加えて、さらにB級指導員資格を有することが追加条件となっています。同封の「特別推薦状」に所属団体長と所属都道府県連盟会長の推薦・捺印が必要となります。この例はあくまで普及振興に格段の貢献のあった「特別功労者」に限ります。みだりに推薦されますと、A級指導員の権威を損なうこととなりますので特にご注意下さい。所属団体推薦欄に、特別推薦をする理由を記載して下さい。申請理由がこの特別措置の趣旨に沿わない場合は、この申請は受理されないこともあります。

この項の受験者は、他のA級受験者とまったく同じカリキュラムで受講・受験していただき、最終日の閉講式後に「追加的実技試験＝24式太極拳実技」を受験していただきます。

この項の申請者は、受験料が5千円増額され、2万円となります。

12. 参加者の宿泊と食事について：

- 1) 宿泊について；
すべての会場で、宿泊は参加者各自で手配していただきます。
- 2) 食事について；
各会場とも、昼食は、各自持参していただきます（弁当持参または付近のコンビニエンスストア等で各自購入するなど）。

13. 教材について：

教材は、A・B・C各級とも日本連盟発行の、①『太極拳指導教本』および、②『太極拳実技テキスト』を使用します。
各団体におかれましては、受験者がテキストを入手済みであることを必ずご確認ください。

14. 「受講・受験票」の送付について

「受講・受験票」は、3月中旬頃までに、都道府県連盟宛に送付します。

以 上

公益社団法人日本武術太極拳連盟
公認武術太極拳指導員規則

第1章 総則

第1条 目的

この規則は公益社団法人日本武術太極拳連盟(以下「本連盟」という)が国民の生涯スポーツとしての武術太極拳の普及と発展に努め、国民の健康増進に寄与する公認武術太極拳指導員(以下「指導員」という)に関する基準を定め、指導員の資質の保持と向上を図るとともに指導員の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条 指導員の資格

指導員の資格は、この規則による公認武術太極拳指導員認定試験(以下「認定試験」という)に合格し、本連盟に登録することにより、本連盟会長より授与される。

第3条 指導員の級別

指導員の資格は次の4種とする。

1. 公認武術太極拳普及指導員(以下「普及指導員」という)
2. 公認武術太極拳C級指導員(以下「C級指導員」という)
3. 公認武術太極拳B級指導員(以下「B級指導員」という)
4. 公認武術太極拳A級指導員(以下「A級指導員」という)

第4条 指導員の資質の基本基準

指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、武術太極拳およびその指導について、指導員の種別により、次の能力を有しなければならない。

1. 普及指導員 太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができる。
2. C級指導員 武術太極拳に関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、普及指導員を指導養成する能力を有する。
3. B級指導員 武術太極拳に関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、C級指導員の指導養成ならびにその認定試験委員(以下「認定委員」という)となる能力を有する。
4. A級指導員 武術太極拳に関する高度の専門的知識・技能・指導力を有し、わが国における武術太極拳の普及および指導の中心となり、普及指導員・C級指導員・B級指導員の認定委員となることができる。

第5条 指導員の任務

指導員は、本連盟もしくは、本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という)あるいは、公共団体もしくは、その機関等が主催または主管する武術太極拳事業に対し、指導員の級別に応じて協力するものとする。

C級・B級・A級指導員は、本連盟もしくは加盟団体の主催または主管する指導員養成事業もしくは、指導員研修事業において指導の任に当たる。

第2章 認定試験

第6条 認定試験の種類

認定試験は指導員の級別ごとに行い、かつ、次の三分野ごとに行う。

- (1) 太極拳
- (2) 長拳
- (3) 南拳

第7条 認定試験の実施時期と内容

認定試験は、学科講習、実技試験および面接による人物考査とする。

前項に関わる試験のそれぞれの実施時期と内容は認定実施事業年度の「認定事業実施要綱」の定めるところによって行なう。

第8条 受験資格

受験資格は指導員の級別ごとに定める。

1. 普及指導員 = 満20歳以上の者(認定試験当日現在とする。以下、年齢の扱いは同じ)で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定1級位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 加盟団体会長により推薦された者。
 - (3) 都道府県連盟普及指導員認定委員会が主催する「普及指導員養成講習会」を修了した者。
2. C級指導員 = 満25歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定初段位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 指導歴3年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「C級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。
 - (3) 加盟団体会長により推薦された者。
 - (4) 本連盟が主催する「C級指導員養成講習会」を修了した者。
3. B級指導員 = 満30歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定2段位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 指導歴5年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「B級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。
 - (3) 加盟団体会長および本連盟会長により推薦された者。
 - (4) 本連盟が主催する「B級指導員養成講習会」を修了した者。
4. A級指導員 = 満35歳以上の者で、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 技能検定3段位またはそれより上位の段位を有する者。
 - (2) 指導歴10年以上の者、または、本人が所属する都道府県連盟が主催する「A級指導員受験資格取得講習会」を2回以上受講し、修了した者。
 - (3) 加盟団体会長および本連盟会長により推薦された者。
 - (4) 本連盟が主催する「A級指導員養成講習会」を修了した者。

第8条の2 受験資格取得講習会

本条本項の2.3.4.の各号の(2)に定める各級指導員の「受験資格取得講習会」は、原則として本人が所属する都道府県連盟が主催する講習会を受講しなければならない。

ただし、当該県連盟で本件講習会を実施する条件が無い場合で、隣接する他の都道府県連盟が実施するに講習会に当該県連盟の会長が書面で受講を申請し、実施する都道府県連盟の同意を得て受講し、修了した者は、本条本項に定める「受験資格取得講習会」を修了したものとみなす。

第9条 特別功労指導員のA級指導員受験資格

下記の者は「特別功労指導員」として、第8条4項の規定にかかわらず、A級指導員の受験申請をすることができる。

- (1) 満60歳以上の者で、技能検定2段位を有する者。
- (2) 2段取得後、満2年を経過していること。
- (3) 指導歴10年以上の者。
- (4) 過去に、A級指導員認定または3段検定を、3回以上受験していること。
- (5) 加盟団体会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。

- (6) 都道府県連盟会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
- (7) 「A級指導員認定試験」において「追加的実技試験」を受験することができる者。
- (8) 本連盟が主催する「A級指導員養成講習会」を修了した者。

第10条 認定試験の発表

認定試験の日程等については、本連盟もしくは加盟団体の年度行事または事業計画と併せて発表する。

第11条 認定試験の実施

認定試験は本連盟もしくは加盟団体が設置する公認武術太極拳各級別指導員認定委員会（以下「認定委員会」という）が実施する。

第12条 合否判定基準

認定試験の合否判定基準は、認定事業実施年度の「認定事業実施要綱」による。

第13条 受験の申込み

各級別指導員認定試験を受験しようとする者は当該認定委員会の指示に従って申込み手続きを行う。

第14条 受験の可否

受験の可否は当該認定委員会が決定する。

受験を許可された者には所定の手続きにより、受験票が交付される。

第15条 受講料・受験料

認定試験を受験する者は、附則第1条別表Iによる受講料および受験料を当該認定委員会へ納入する。いったん納入した受講料および受験料は、返還しない。

第3章 受験者の推薦

第16条 普及指導員・C級指導員受験者の推薦

普及指導員・C級指導員を受験する者は、第18条により加盟団体会長の推薦を受けた者でなければならない。

第17条 B級指導員・A級指導員受験者の推薦

B級・A級指導員を受験する者の推薦は、第18条および第19条により、

(1) 加盟団体会長による推薦

(2) 本連盟会長による推薦

を受けた者でなければならない。

第18条 加盟団体会長の推薦

第8条、第16条および第17条における加盟団体会長の推薦は、武術太極拳指導に関する優れた実績を有し、次の各項の一もしくはそれ以上に該当する者とする。

1. 加盟団体の主催もしくは主管する指導員養成事業の学科および実技の講師として、3か年に亘り5回以上の実績を有する者。

2. 本連盟主催の全日本選手権大会もしくは全日本競技大会において入賞し、加盟団体の主催もしくは主管する指導員養成事業に年1回以上3か年に亘り貢献した実績を有する者。

第19条 本連盟会長の推薦

第8条第3項、同第4項および第17条における本連盟会長の推薦は、武術太極拳指導に関する優れた実績を有し、次の各項の一もしくはそれ以上に該当する者とする。

1. 本連盟役員、本連盟各専門委員会正副委員長および委員。
2. 加盟団体普及担当者として、指導員養成事業に3年以上の実績を有する者で、加盟団体会長による推薦を受けた者。
3. 本連盟コーチ・指導員認定委員会が主催する指導員養成講習会の事業に貢献した実績を有する者。

第20条 実績の定義

第18条および第19条に規定する「実績」とは、指導員養成事業(講習会・認定試験・研修会)において、本連盟もしくは加盟団体に記録として留められている者に限る。

第4章 認定委員会

第21条 認定委員会の種類

認定委員会は次の4種類とする。

1. 公認武術太極拳普及指導員認定委員会（以下「普及指導員認定委員会」という）
2. 公認武術太極拳C級指導員認定委員会（以下「C級指導員認定委員会」という）
3. 公認武術太極拳B級指導員認定委員会（以下「B級指導員認定委員会」という）
4. 公認武術太極拳A級指導員認定委員会（以下「A級指導員認定委員会」という）

第22条 認定委員会の設置

認定委員会は必要に応じて、本連盟もしくは加盟団体に設置する。
ただし、C級・B級・A級認定委員会は本連盟内に設置する。

第23条 認定委員会の構成

認定委員会の委員の構成は、指導員の種別により次の各項によるものとする。

1. 普及指導員認定委員会は5名の認定委員をもって構成する。
ただし、加盟団体で構成するブロックで行う認定試験の認定委員会には、本連盟の指名する2名以上の認定委員を含めることとする。
2. C級・B級・A級認定委員会の委員は、次に定めるものとする。
(1) 本連盟役員 (2) 本連盟専門委員会正副委員長 (3) その他本連盟会長が委嘱する委員若干名

第24条 認定委員会委員長およびその任務

認定委員会には、次により委員長をおく。

- (1) 普及指導員認定委員会は認定委員会を置く都道府県連盟の長がこの任に当たる。
 - (2) C級・B級・A級認定委員会は本連盟副会長がこの任に当たる。
2. 認定委員会委員長は次の任務に当たる。
- (1) 認定委員会の任務を統括する。
 - (2) 認定委員会の任務遂行に必要な場合、協力員等を委嘱する。

第25条 認定委員会の任務

認定委員会はこの規則に基づき、次の各項に関わる任務を有する。

1. 認定試験の企画、実施、合否判定及び通知等に関する事項。
2. 指導員養成講習会の企画・実施に関する事項。
3. 認定試験の受験資格に関わる審査及び資格有無の決定および、第17条もしくは第18条の推薦に関する会長への具申事項。

4. 認定試験合格者の指導員登録申請に関する事項。
5. 本連盟より授与される指導員資格証等の作成および交付に関する事項。
6. 認定試験実施報告書を実施後2か月以内に本連盟へ提出すること。
7. 既に指導員として登録している者の資格に関する審査および会長への具申に関する事項。

第26条 認定委員会の庶務

認定委員会の庶務は、認定委員会委員の分担、もしくは、認定委員会を設置した本連盟または、加盟団体の普及担当委員会がこれに当たる。

第5章 各級指導員の認定委員

第27条 普及指導員・C級指導員の認定委員

普及指導員・C級指導員の認定委員は、中央委嘱認定委員および地方委嘱認定委員とする。認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第28条 B級・A級指導員の認定委員

B級・A級指導員の認定委員は中央委嘱認定委員のみとする。認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第29条 中央委嘱認定委員

本連盟コーチ・指導員委員会委員長は中央委嘱認定委員とする。

2. 中央委嘱認定委員は本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、本連盟常務理事会の承認により、本連盟会長がこれを委嘱する。
3. 本連盟コーチ・指導員委員会委員長は、次の各号の一に該当する者の中から中央委嘱認定委員を推薦することができる。
 - (1) 本連盟役員、本連盟各専門委員会正副委員長および委員。
 - (2) 加盟団体に構成するブロックより推薦されたB級・A級指導員、各ブロック2名以内。
 - (3) 学識経験者および認定委員経験者。
4. 中央委嘱認定委員の人数は、本連盟コーチ・指導員委員会委員長が本連盟常務理事会の承認のもとにこれを定める。

第30条 地方委嘱認定委員

地方委嘱認定委員は加盟団体会長および本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、当該認定委員会会長がこれを委嘱する。

2. 加盟団体会長は次の各号から推薦することができる。
 - (1) 中央委嘱認定委員以外の本連盟専門委員会正副委員長
 - (2) 加盟団体普及担当責任者。
 - (3) 前条第3項第3号に準ずる者で加盟団体理事会で承認された者。
3. 加盟団体会長は、3名を限度として推薦する。ただし、認定試験の実施状況によっては、本連盟コーチ・指導員委員会委員長と協議の上、3名を超えて推薦することができる。

第31条 認定委員の資格の基本基準

認定委員は常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに本連盟アマチュア規定およびこの規則の主旨に則り、武術太極拳に関する専門的知識・技能等に精通しなければならない。

認定委員はその任務を公正に遂行するとともに社会的責任の自覚と清廉さの保持に常に努めなければならない。

第32条 中央委嘱認定委員の任務

中央委嘱認定委員は、認定委員会の委員としてのほか次の各号にたずさわる。

- (1) 指導員講習会の教材の作成。
- (2) 認定試験の基準化。
- (3) 加盟団体が実施する試験の実情調査、連絡調整。
- (4) 認定委員のための講習会、研修会。
- (5) 指導員養成事業。

2. 地方委嘱認定委員は認定委員会の委員としてのほか、指導員養成事業にたずさわる。

第33条 認定委員の解任

認定委員は前条の基準に照らし、認定委員の名誉を損なう行為のあったときは、本連盟理事会で審査のうえ解任される。

第6章 認定委員会講師

第34条 認定委員会講師

第29条に定める中央認定委員のなかから、本連盟コーチ・指導員委員会講師（以下「講師」という）を選任する。講師は本連盟コーチ・指導員委員会委員長の推薦に基づき、本連盟常務理事会の承認により、本連盟会長が委嘱する。

講師の任期は2年とし、再任を妨げない。

第35条 講師の資格

講師は武術太極拳に関する高度の専門知識・技能等に精通し、各級指導員認定委員を養成するための能力と見識を有しなければならない。

講師はA級指導員の認定を行うことができるものとし、指導員を養成し、指導員資格の認定を行うための専門分野において、最も重要な責任を有するものとする。

第36条 講師の任務

講師は、講師としての資質と能力を高めるために常に自ら研鑽し、本連盟が実施する講師研修事業に参加するとともに、次の各号の専門分野における任務にたずさわる。

- (1) 指導員講習会の教材の作成。
- (2) 指導員講習会の企画・実施。
- (3) 認定試験の企画・実施。
- (4) 指導員認定制度拡充のための調査・研究と立案。

第37条 講師の解任

講師は、第35条、第36条に照らし、講師の名誉を損なう行為のあったときは、本連盟理事会で審査のうえ解任される。

第7章 登録

第38条 新規登録

認定試験合格者は当該認定委員会の指示に従い新規の認定登録の申請を行う。

第39条 資格証等の授与

本連盟に登録された者には、本連盟より資格証等が当該認定委員会を通じて授与される。

第40条 登録の有効期間

登録の有効期限は登録日を起点として4年間とする。

第41条 登録の更新・およびその要件

登録の更新は前条により4年毎に、本人が所属する加盟団体に申請し、加盟団体が本連盟に申請して行う。

登録更新の要件を充たす指導員は、登録を更新する。登録更新の要件は、加盟団体がその実情に応じて、加盟団体が本連盟の承認のもとに定めることができる。

第42条 資格証記載事項の変更

資格証記載事項に変更のある場合は、速やかに当該加盟団体へ届出ること。

氏名に変更のある場合はその変更を証明するものを資格証に添付すること。

第43条 認定登録料（新規登録料）および更新登録料

認定登録料および更新登録料は附則第1条別表Iによる。

第44条 資格の喪失

次の各項のいずれかに該当する者は、その資格を失い、登録は抹消される。

1. 認定試験合格者がその合格発表後2か月以内に新規登録申請をしなかった場合。
2. 登録の更新申請をしなかった場合。
3. 指導員としての名誉をきずつけた場合。
4. 資格証記載事項の変更届出を登録の有効期間内にしなかった場合。

附 則

第1条 別 表

この規則の第15条(受講料・受験料) および第43条(認定登録料および更新登録料) に関わる規定を別表Iに定める。

第2条 施 行

この規則は平成3年(1991年)4月1日から施行する。

平成4年(1992年)6月27日一部改訂、同日施行。

平成9年(1997年)6月21日一部改訂、同日施行。

平成24年(2012年)1月21日一部改訂、同日施行。

令和6年(2024年)1月20日一部改訂、同日施行。

公認武術太極拳指導員規則 別表I

指導員認定にかかわる費用

	講習会受講料 (教材費を含む、滞在費、 施設費の実費は除く)	受験料	認定登録料 (4年間)	更新登録料 (更新後4年間)
普及指導員	5,000 円	5,000 円	20,000 円	10,000 円
C級指導員	10,000 円	5,000 円	20,000 円	20,000 円
B級指導員	10,000 円	5,000 円	20,000 円	30,000 円
A級指導員	10,000 円	5,000 円 ただし、第9条による受験は、 10,000 円	20,000 円	40,000 円

以 上

2024年度 公認太極拳A・B・C級指導員 認定事業

実施要綱

2024年1月
公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 目的:

- 武術太極拳普及事業の担い手としての指導員の資質の向上を図り、普及振興事業の社会的責任を果たす。
- 本連盟が全国共通の基準に基づく権威ある資格を付与して、指導員の社会的な地位の向上を図る。
- 本連盟の「公認指導員制度」を、現在、文部科学省・日本スポーツ協会が推進している「公認スポーツ指導者資格」等の各資格を取得するための条件を整備する。

2. 認定を実施する資格の種類:

下記の3種類の公認資格(太極拳)についての養成講習会および認定試験を実施する。

- (1) 公認太極拳A級指導員(以下「A級指導員」という)
- (2) 公認太極拳B級指導員(以下「B級指導員」という)
- (3) 公認太極拳C級指導員(以下「C級指導員」という)

3. 認定:

資格の認定は「公認武術太極拳指導員規則」に基づき、受験資格審査、講習会、認定試験を経て合格した者に対して行う。認定試験は、資格の級別ごとに、太極拳の分野で行う。受験資格審査を受け、講習会を受講し、認定試験に合格した者に級別ごとに資格を与える。

4. 申請者の要件:

公認指導員の資格を申請する者は、本連盟加盟団体の所属会員で、下記5.「受験資格」の該当する条件を満たし、受験申請の際に所属加盟団体の会長の推薦を受けることを要件とする。

但し、団体に所属しない個人で申請を希望する者が、本連盟加盟団体により推薦された場合には、状況を検討して配慮する。

5. 受験資格:

各級の公認指導員認定試験を受験する者は、下記の条件を充たしていなければならない。

1. C級指導員=満25歳以上の者(認定試験日当日現在とする。以下、年齢の扱いは同じ)で、公認普及指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。

- (1) 指導歴3年以上を有する者、あるいは下記1.1.「各級受験資格取得講習会」に定めるC級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
- (2) 技能検定初段を取得している者。
- (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。

2. B級指導員=満30歳以上の者で、公認C級指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。

- (1) 指導歴5年以上を有する者、あるいは下記1.1.「各級受験資格取得講習会」に定めるB級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
- (2) 技能検定2段を取得している者。
- (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。

3. A級指導員=満35歳以上の者で、公認B級指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。

- (1) 指導歴10年以上を有する者、あるいは下記1.1.「各級受験資格取得講習会」に定めるA級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
- (2) 技能検定3段以上を取得している者。ただし、下記1.2.「特別功労指導員に対する特別措置」の規定による者は、技能検定2段を取得していれば、本件の申請をすることができるものとする。
- (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。

6. 講習会・認定試験の実施時期・会場：（※各会場の所在地等は別紙「会場案内」を参照）

(1) (第34期) C級指導員認定は下記の通り実施する；

- | | | |
|---|----------------------|---------------------|
| ① | 2024年4月 6日(土)～ 7日(日) | 仙台市「トーケネットホール仙台」 |
| ② | 4月 6日(土)～ 7日(日) | 名古屋市「愛知県武道館」 |
| ③ | 4月13日(土)～14日(日) | 埼玉県「埼玉県民活動総合センター」 |
| ④ | 4月29日(月祝)～30日(火) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |
| ⑤ | 5月 3日(金)～ 4日(土) | 福岡市「アクション福岡」 |
| ⑥ | 5月 4日(土)～ 5日(日) | 岡山市「岡山市総合文化体育館」 |
| ⑦ | 5月11日(土)～12日(日) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |
| ⑧ | 5月11日(土)～12日(日) | 高松市「高松市総合体育館」 |

(2) (第34期) B級指導員認定は下記の通り実施する；

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------|
| ① | 2024年4月13日(土)～14日(日) | 盛岡市「アイーナ・いわて県民情報交流センター」 |
| ② | 4月13日(土)～14日(日) | 名古屋市「愛知県武道館」 |
| ③ | 4月13日(土)～14日(日) | 福岡市「アクション福岡」 |
| ④ | 5月 3日(金)～ 4日(土) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |
| ⑤ | 5月 4日(土)～ 5日(日) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |

(3) (第32期) A級指導員認定は下記の通り実施する；

- | | | |
|---|----------------------|---------------------|
| ① | 2024年4月13日(土)～14日(日) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |
| ② | 5月 5日(日)～6日(月祝) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |

7. 講習・試験とカリキュラム：

技能検定制度の導入に基づき、C級は普及指導員・初段以上取得者が、B級はC級指導員・2段以上取得者が、A級はB級指導員・3段以上取得者が受験・受講し、下記の内容で講習と試験を実施する。

(1) C級指導員：

- 講習；
 - 1) 学科講習(＝講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』による
 - 2) 指導理論講習1(＝講義)；「指導実技研修 説明会」
 - 3) 指導実技研修(＝実技)
- 試験；
 - 1) 指導実技試験(誤りと正しい動作を示範する)

(2) B級指導員：

- 講習；
 - 1) 学科講習(＝講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』による
 - 2) 指導実技研修(実技)
- 試験；
 - 1) 指導実技試験(誤りと正しい動作を示範する)

(3) A級指導員：

- 講習；
 - 1) 学科講習(＝講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』および当日配布の追加資料あり
 - 2) 指導実技研修(実技)
- 試験；
 - 1) 指導実技試験(誤りと正しい動作を示範する)

ABC級指導員認定 共通カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:30～10:00 受付	9:30～ 開場
	10:00～10:10 開講式・オリエンテーション	10:00～11:00 指導実技研修(3)
	10:10～11:30 A級学科講習 B級学科講習 C級学科講習	11:00～11:30 休憩・試験準備
	11:30～13:00 昼食・休憩	11:30～ 指導実技試験開始 (試験終了者から随時解散)
午後	13:00～14:15 指導実技研修(1)	13:30 終了予定 (会場人数によって異なる)
	14:15～14:30 休憩	
	14:30～15:30 指導実技研修(2)	
	15:30 終了・解散	

8. 認定試験の合否判定基準：

A・B・C各級の認定試験において、

(1) 指導実技試験は；

A・B・C級ともに、指導実技試験は、出題用紙に従って、正しい動作と誤りの動作を行って解答する。設問数に基づいて、60ポイントを満点とし、30ポイント以上を合格点、29ポイント以下を不合格点とする。

(2) 学科試験は；

A・B・C級の学科試験は実施せず、学科講習を受講することで合格判定とする。

9. 合否判定の手続き：

各会場での実技試験等の試験の採点用紙と採点資料は、日本連盟において各級認定委員会の責任者が参加して開催される「判定会議」に提出される。

「判定会議」において、各会場での採点内容を詳細に比較・検討したうえで全体の合否判定が行なわれる。合否判定の結果は、各級認定委員会の責任のもとに、日本連盟常務理事会に提出され、同会の承認を得た後に、正式な合否判定結果として公表される。

10. 申請の方法：

1) 級別に申請：

申請は、A級、B級またはC級のいずれかを特定して各級専用の申請書で行う。

2) 申込み：

所定の申請用紙に記入・捺印し、合格時に証明書に添付する写真(白黒又はカラー、302.5×473.0cmで、本人の氏名を裏面に記入したもの) 1枚添付したものを；

— **都道府県連盟加盟団体**が一括して、「受験申請者一覧表」を添えて、**遅くとも2月20日(火)までに**、該当する都道府県連盟に送付し、併せて、受講・受験料の合計金額を都道府県連盟が指定する口座に納付する。

※技能検定などと同様に受験者本人により受験票への写真貼付を行っていただきます。

— A級受験資格取得講習会を担当する講師は、A級指導員または日本連盟太極拳指導員委員会講師の資格を有する者

1 2. 特別功労指導員に対する特別措置：

- 1) 下記の者は、技能検定3段を取得していなくても、A級指導員の受験申請をすることができる。
 - (1) 2024年3月1日現在満60歳以上の者で、技能検定2段位およびB級指導員資格を有する者。
 - (2) 2段取得後、満2年を経過していること。
 - (3) 指導歴10年以上の者。
 - (4) 過去に、A級指導員認定または3段検定を、3回以上受験していること。
 - (5) 本人が所属する団体の団体長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
 - (6) 都道府県連盟会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
 - (7) 「A級指導員認定試験」において、「追加的実技試験」を受験することができる者。
- 2) この特別措置による受験を申請しようとする者は、本要綱に添付した「特別功労指導員 特別推薦状」に、所定の事項を記入し、所属団体長印と都道府県連盟会長を捺印したものを、「申請書」に添付して提出する。

1 3. 資格の登録：

認定試験に合格した者は、所定の期間内に登録手続きを行い、登録料を納付すれば連盟会長より、公認資格を付与される。

- 1) 登録された資格の有効期間は、2024年9月1日より4年間とする。
- 2) 有効期間満了後、所定の更新手続きを取らなかった者の資格は取り消される。

1 4. 費用と宿泊・食事等：

1) 資格認定にかかわる費用は、次の4種類とする。

- ① 受講・受験料；下記の通り。
 - C級 受講・受験料＝1人1万5千円
 - B級 受講・受験料＝1人1万5千円
 - A級 受講・受験料＝1人1万5千円(ただし、上記1 3. の特別措置受験者は、1人2万円)
- ② 参加費(施設利用・機材費の実費)；下記の通り。
 - C級 ＝1人3千円
 - B級 ＝1人3千円
 - A級 ＝1人3千円
- ③ 認定登録料(不課税)＜4年間有効＞； C級＝2万円、B級＝2万円、A級＝2万円。
- ④ 更新登録料(不課税)＜更新後4年間有効＞； C級＝2万円、B級＝3万円、A級＝4万円。

1 5. 教材について：

A・B・C各級とも、日本連盟発行の『太極拳指導教本』および、『太極拳実技テキスト』を使用する。

- ①『太極拳指導教本』および『太極拳実技テキスト』は、受講者が事前に入手して、学習をすすめておくこと。
- ②指導員認定試験には、同教材を必ず持参して講習を受講すること。教材を持参しなかった人は、認定講習会を受講することができない。

1 6. その他：

－ A・B・C級受験者の「受講・受験票」は、3月中旬に都道府県連盟宛に送付する。

以 上

養成講習会・認定試験

A

受講・受験 申請書

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳指導員委員会 殿

下記の記載事項に基づいて、公認A級指導員養成講習会および認定試験を受講・受験することを申請します。

2024年 月 日

氏名	ふりがな	性別	生年月日(西暦で記載)	国籍
	(印)	男・女	年 月 日(満 歳)	・日本 ・他 ()
住所	〒			電話番号 (- -)
B級指導員 証明書 No. _____ (B級指導員証明書の右上の番号/分からない場合は記入不要)				
日本連盟技能検定 段・級資格 (該当するものに○を付す)	・ 2段 ・ 3段 ・ 4段	※ 左記の資格登録時と現在の氏名に変更がある場合は旧氏名を記入 旧氏名: _____		
受験会場 (希望する日程を○で囲んで下さい。)				
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> ・ 東京 (4/13~14) ・ 大阪 (5/5~6) </div>				
所属都道府県連盟				
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> 都 道 府 県 武術太極拳連盟 </div>				
所属団体名 (都道府県連盟名または、都道府県連盟の所属団体名のいずれかを記入)		所属団体での役職・資格名 (特に無ければ記入不要)		
静岡県中国武術協会				
太極拳指導歴 (受験資格=指導歴10年以上) (中断期間があれば差し引いて、実質的な指導期間の合計を記入)		太極拳学習歴 (中断期間があれば差し引いて、実質的な学習期間の合計を記入)		
_____年 _____ヵ月 (_____年 _____月に指導開始)		_____年 _____ヵ月 (_____年 _____月に学習開始)		

以上

養成講習会・認定試験

B

受講・受験 申請書

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳指導員委員会 殿

下記の記載事項に基づいて、公認B級指導員養成講習会および認定試験を受講・受験することを申請します。

2024年 月 日

氏名	ふりがな	性別	生年月日(西暦で記載)	国籍
	(印)	男・女	年 月 日(満 歳)	・日本 ・他 ()
住所	〒 電話番号 (- -)			
C級指導員 証明書 No. _____ (C級指導員証明書の右上の番号/分からない場合は記入不要)				
日本連盟技能検定 段・級資格 (該当するものに○を付す)	・ 2段 ・ 3段 ・ 4段	※ 左記の資格登録時と現在の氏名に変更がある場合は旧氏名を記入 旧氏名: _____		
受験会場 (希望する会場を○で囲んで下さい。)				
・ 盛岡(4/13~14) ・ 名古屋(4/13~14) ・ 福岡(4/13~14) ・ 大阪(5/3~4) ・ 東京(5/4~5)				
所属都道府県連盟				
都 道 府 県 武術太極拳連盟				
所属団体名 (都道府県連盟名または、都道府県連盟の所属団体名のいずれかを記入)	所属団体での役職・資格名 (特に無ければ記入不要)			
静岡県中国武術協会				
太極拳指導歴 (受験資格=指導歴5年以上) (中断期間があれば差し引いて、実質的な指導期間の合計を記入)	太極拳学習歴 (中断期間があれば差し引いて、実質的な学習期間の合計を記入)			
年 月 (年 月に指導開始)	年 月 (年 月に学習開始)			

以上

養成講習会・認定試験



受講・受験 申請書

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳指導員委員会 殿

下記の記載事項に基づいて、公認C級指導員養成講習会および認定試験を受講・受験することを申請します。

2024年 月 日

氏名	ふりがな	性別	生年月日(西暦で記載)	国籍
	(印)	男・女	年 月 日(満 歳)	・日本 ・他 ()
住所	〒 電話番号(- -)			

普及指導員 証明書 No. (普及指導員証明書の右上の番号/分からない場合は記入不要)

日本連盟技能検定 段・級資格 (該当するものに○を付す)	・初段 ・2段 ・3段 ・4段	※ 左記の資格登録時と現在の氏名に変更がある場合は旧氏名を記入 旧氏名: _____
---------------------------------	--------------------	---

受験会場(希望する会場に○印を付して下さい。)

- ・仙台(4/6~7)
- ・名古屋(4/6~7)
- ・埼玉(4/13~14)
- ・大阪(4/29~30)
- ・福岡(5/3~4)
- ・岡山(5/4~5)
- ・東京(5/11~12)
- ・高松(5/11~12)

所属都道府県連盟

都 ・ 道
府 ・ 県 武術太極拳連盟

所属団体名 (都道府県連盟名または、都道府県連盟の所属団体名のいずれかを記入)	所属団体での役職・資格名 (特に無ければ記入不要)
静岡県中国武術協会	

太極拳指導歴(受験資格=指導歴3年以上) (中断期間があれば差し引いて、実質的な指導期間の合計を記入)	太極拳学習歴 (中断期間があれば差し引いて、実質的な学習期間の合計を記入)
年 月 (年 月に指導開始)	年 月 (年 月に学習開始)

以上

会場案内

2024年度(第34期)公認C級指導員認定

◎各会場の第1日目は、9：30から受付を開始し、10：00に開講します。

<仙台会場> 4月6日(土)~7日(日)

実施会場：「**トークネットホール**」〒980-0823 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1 ☎(022)262-4721
交通：市営地下鉄「勾当台公園」駅下車「公園2出口」より徒歩10分。または仙台駅前から市営バス大学病院行き乗車「仙台市民会館前」下車(所要約15分)。
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：参加者の昼食は、すべて弁当持参か、会場付近の食堂を利用していただきます。

<名古屋会場> 4月6日(土)~7日(日)

実施会場：「**愛知県武道館**」〒455-0078 名古屋市港区丸池町1丁目1-4 ☎(052)654-8541
交通：地下鉄名城線「東海通」から市バス「河合小橋」行き「競馬場」駅下車徒歩5分、名鉄バスセンター3階2番から「サンビーチ日光川」行き「武道館前」駅下車。所要約30分。
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：参加者の昼食は、すべて弁当持参か、会場付近の食堂を利用していただきます。

<埼玉会場> 4月13日(土)~14日(日)

実施会場：「**埼玉県県民活動総合センター**」〒362-0812 埼玉県伊奈町内宿台6-26 ☎(048)728-7111
交通：JR大宮駅からニューシャトル「内宿」駅下車。所要約25分。同駅から無料送迎バス有り。
宿泊施設：参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
なお、会場の宿泊施設に、参加者が電話で宿泊を申し込むことができます。宿泊申込みの電話番号は(048)728-7112です。その際、2人または4人の相部屋になることがあります。
昼食：会場内の食堂はありますが、収容人員に限界があり、昼食は各自持参したほうが便利です。

<大阪会場> 4月29日(月祝)~30日(火)

実施会場：「**大阪トレーニングセンター**」〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島3-14-24 ☎(06)6478-3003
交通：JR東西線「御幣島」駅下車、3番出口を出て右へ徒歩約10分。
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：参加者の昼食は、すべて弁当持参か、会場付近の食堂を利用していただきます。

<福岡会場> 5月3日(金)~4日(土)

実施会場：「**アクション福岡**」〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2丁目1-4 ☎(092)611-1717
交通：JR博多駅より西鉄バス四王子坂行き「アクション福岡前」で下車。
宿泊施設：宿泊施設(アクション福岡)は利用できますが、希望者は自己手配していただきます。
昼食：付近に食堂等はありません。参加者は各自弁当を持参して下さい。

<岡山会場> 5月4日(土)~5日(日)

実施会場：「**岡山市総合文化体育館**」〒702-8024 岡山市南区浦安南町493-2 ☎(086)263-7474
交通：岡山駅から岡電バス、岡南飛行場行き「浦安体育館前」下車(所要約35分)
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：付近に食堂等はありません。参加者は各自弁当を持参して下さい。

<東京会場> 5月11日(土)~12日(日)

実施会場：「**日本連盟トレーニングセンター**」〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-4
交通：JR総武線・総武快速線「新小岩」駅南口下車、駅前バス停から、都営バス「葛西駅」行き、または「西葛西駅」行き乗車、「京葉交差点」下車徒歩2分。
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：参加者の昼食は、すべて弁当持参か、会場付近の食堂を利用していただきます。

<高松会場> 5月11日(土)~12日(日)

実施会場：「**高松市総合体育館**」〒760-0066 香川県高松市福岡町4-36-1 ☎(087)822-0211
交通：琴平電鉄志度線「沖松島駅」下車徒歩2分。またはことでんバス屋島大橋線「市立体育館前」下車。
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：付近に食堂等はありません。参加者は各自弁当を持参して下さい。

2024年度(第34期)公認B級指導員認定

◎各会場の第1日目は、9：30から受付を開始し、10：00に開講します。

<盛岡会場> 4月13日(土)~14日(日)

実施会場：「**アイーナ・いわて県民情報交流センター**」
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 ☎(019)606-1717
交通：JR盛岡駅徒歩4分(東西自由通路経由) アイーナ入口=JR盛岡駅側・1階東玄関から入る。
宿泊施設：宿泊施設はありません。参加者はすべて通い参加で、宿泊は自己手配していただきます。
昼食：参加者の昼食は、すべて弁当持参か、会場付近の食堂を利用していただきます。

<名古屋会場> 4月13日(土)~14日(日)

実施会場：「**愛知県武道館**」※所在地、交通、宿泊施設、昼食についてはC級と同じ。

<福岡会場> 4月13日(土)~14日(日)

実施会場：「**アクション福岡**」※所在地、交通、宿泊施設、昼食についてはC級と同じ。

<大阪会場> 5月3日(金)~4日(土)

実施会場：「**大阪トレーニングセンター**」※所在地、交通、宿泊施設、昼食はC級と同じ。

<東京会場> 5月4日(土)~5日(日)

実施会場：「**日本連盟トレーニングセンター**」※所在地、交通、宿泊施設、昼食はC級と同じ。

2024年度(第32期)公認A級指導員認定

◎各会場の第1日目は、9：30から受付を開始し、10：00に開講します。

<東京会場> 4月13日(土)~14日(日)

実施会場：「**日本連盟トレーニングセンター**」※所在地、交通、宿泊施設、昼食はC級と同じ。

<大阪会場> 5月5日(日)~6日(月祝)

実施会場：「**大阪トレーニングセンター**」※所在地、交通、宿泊施設、昼食はC級と同じ。